**第２１回小原四季桜まつり　出店要項**

開催日時：平成２９年１１月1日～１１月３０日

場所：小原ふれあい公園

**１．コンセプト**

小原の魅力を全国に知ってもらい、おもてなしの心で気持ち良く旅をしていただくとともに、地域をもりあげる産業の活性化をはかる。

**２．出店資格**

　・小原商工会、小原観光協会会員

　・今年度四季桜愛護会に加入、参加すること

・暴力団関係者（役員が暴力団、暴力団員が経営に実質的な関与、暴力団に資金を供与など　社会的に非難される関係がある）の出店はできません。

・出店期間は、基本的にはまつり期間全日ですが、土日のみの出店も可能です。

・実行委員会と一緒に、まつり準備、片付けをすること。

**３．出店について**

　・許可されたもの以外の販売はお断りします。

　・出店や出店物に関する苦情又はトラブルに関して一切の責任を負いませんので、当事者で責任を持って対応してください。

　・お客様に不快感を与えるような服装、言動及び態度をとらないようお願いします。

　・食器類は使い捨ての容器でお願いします。

・出店の際に発生したゴミ、残汁等は回収容器を設置し、各自責任をもってお持ち帰りのうえ処分をお願いします。

　・税務申告をしてください。

**４．出店ブース**

・1出店につき1小間のみ申込み可

テント･････１．５間×２間（２．７m×３．６m）

　　　　　　　　　　２間×３間（３．６m×５．４m）

・テントには必ず重しなど、防風対策をお願いします。

・移動販売車出店可（移動販売車出店の場合は、車両の全体写真をあわせてご提出ください。）

・土日のみの出店テントは、平日お客様休憩所になります。テント幕を閉めないようにお願いします。又、お客様に触られては困るものはお持ち帰りください。

・テントの裏側も四季桜を見にお客様は通ります。テントまわりの清掃をお願いします。また、水でドロドロにならない様、グラウンドに水を流さないでください。

・他のブースに迷惑にならぬようお願いします。（大きな音、悪臭）

・誇大表示、ブースからのはみ出し、ブースの転売、又貸し等をしないでください。

・貴重品の盗難・紛失などによる損害については、一切責任を負いません。離席時などは各自　責任を持ってください。

・ふれあい公園への入園時間は８時～９時まで、退園時間は１６時～１７時までにお願いします。その時間以外の入退園はご遠慮下さい。９時～１６時までは、一般来場者の安全を確保するためできる限り車の出入りがないようにお願いします。

**５．火気の取扱い**

・火気の取扱いは、各出店者で十分に注意して使用してください。

・火気使用の方は、主催者が安全指導を実施することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。また、豊田市消防署からの安全指導があった場合は、その指導に従っていただきますよう、お願いいたします。

**６．消火器の設置**

・火気を取扱わない店も含めて、各店で必ず消火器をご用意ください。（近くで火災が起きた際消火活動をしてもらうため）

**７．出店料**

出店料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出店期間 | ４日～１４日 | １５日以上（期間中） |
| テント間口３．６m | ３８，０００円 | ５８，０００円 |
| テント間口５．４m | ５２，０００円 | ７７，０００円 |
| 移動販売車両　軽自動車 | ３８，０００円 | ５８，０００円 |
| 移動販売車両　普通自動車 | ５２，０００円 | ７７，０００円 |

**・レンタル費用**

・テントレンタル料（テントを借りる出店者）

　　　間口３．６m　２６，２５０円（90㎝×180㎝の机が１つ付きます。）

　　　間口５．４m　３６，７５０円（90㎝×180㎝の机が１つ付きます。）

　　　机90㎝×180㎝　２，７００円

**８．電気について**（電気器具使用出店者）

・小原ふれあい公園では、発電機の持ち込みを禁止しております。電源が必要な方は様式「出店者申込書」にて必ず締切日までに申請してください。

　※電気引き込み工事料と使用電気料はH29.12.～H30.1徴収します。

　　　H27実績　最低14,976円～最高31,719円

**９．水道**

　・水は基本持ち込みでお願いします。水の取り扱いは保健所の指導の下お願いします。

　　小原ふれあい公園内の水道を使う場合、お客様のいない時間帯での使用をお願いします。

**１０．安全管理・盗難防止**

・各出店ブース内および搬入出時における出店物の保護・管理については、出店者自身で行ってください。また、天災、その他、不可抗力の原因により発生した事故（盗難、紛失、火災、損害等）について、主催者はその損傷、賠償の責任を負いません。

・夜間は無人になります。出店者は、必要に応じて各自で保険を掛けるなど、適切な対応を講じてください。

・野外の出店であることを十分に念頭に置いたうえで、開始時刻から終了時刻までの全期間を通じ、風・雨等の天候条件に合わせた対応及び盗難防止のための対応を自己責任で行ってください。

**１１．ルールの遵守**

ルール違反、主催者の指示に従わないなどの場合、出店の中止をしていただく場合がありますので、ご了承ください。その際、主催者は、出店料の返還はいたしません。また、これによって生ずる損害や費用の増加、その他不測の事態については一切の責任を負いません。

**１２．出店決定**

応募多数の場合は以下の順により出店の優先順位を決定します。

１．小原地区在住・事業所が小原地区にある方。

２．豊田市在住・事業所が豊田市にある方。

３．まつり期間全日参加していただける方。

４．小原地区の物を取り扱っていただける方。（野菜など）

※その他出店品などのバランスを考慮して出店可否を決定します。ブースの位置は出店の内容など考慮に入れ、小原観光協会が決定します。

ルール違反、主催者の指示に従わないなどの場合、出店の中止をしていただく場合がありますので、ご了承ください。その際、出店料の返金はしません。また、これによって生ずる障害や費用の増加、その他不測の事態については一切の責任を負いません。

**１３．提出書類**

　　① 出店申込書

　　② 誓約書（原本）

　　　　 ※誓約書の原本は、必ず窓口でご提出いただくか、郵送してください。

　　③ 飲食出店の場合･･････････････食品営業許可証（露天商営業許可）またはキッチンカー承認許可証のコピー

　　　　食品加工品を販売の場合･･････飲食店営業許可か食品製造許可証のコピー

　　　　 ※愛知県内で許可証を取得したものに限る。販売品目すべての許可証が必要。

　　④ 移動販売車　全体写真

　　　　 ※移動販売車の出店者のみ必要。

◆**提出方法について**

　　　提出書類は「窓口」・「郵送」・「FAX」にて受付致します。

　　　　※誓約書の原本は、必ず窓口でご提出いただくか、郵送してください。

**１４．応募結果**

　応募結果を通知します。なお、結果内容について異議申立てはできません。出店される方は出店料の納付書をお送りします。

**１５．その他**

　　　１０月に説明会を開催する予定です。

　　　出店が決定した方にご連絡致します。

小原観光協会

〒４７０－０５３１　豊田市小原町上平４４１－１

℡:０５６５－６５－３８０８

Fax:０５６５－６６－００１５

E-mail:info@kankou-obara.toyota.aichi.jp